

第13回 外貨建取引の会計の必要性



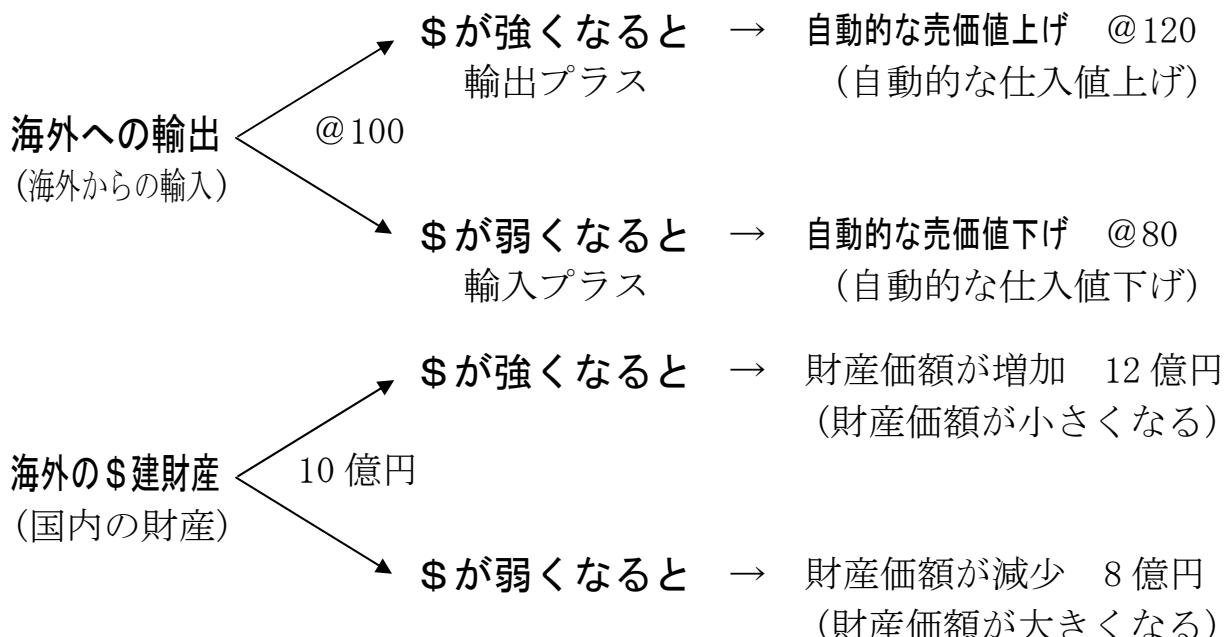
(外貨建換算は事業にどんな影響を与えるか)

Foreign Currency Translation

会計と経営のブラッシュアップ
平成24年3月26日
山内公認会計士事務所

本レジュメは、企業会計基準及び次の各書を参考にさせていただいて作成した。(財務会計論ⅠⅡ 佐藤信彦著 H23年4月中央経済社発行)(ゼミナール現代会計入門第8版 伊藤邦雄著 H22.4日本経済新聞社発行)(利速会計入門 井尻雄士著 H2 日本経済新聞社発行)

I. 外貨建取引の会計



1. グローバリゼーション

(1) 弱い円から強い円

1980年代、実勢より低く設定された円のために日米間の貿易不均衡が継続。ピークに達したアメリカの貿易赤字を改善するために1985年のプラザ合意(アメリカの貿易赤字を調整するためのドル安設定協力)が行われて以後、お金自体が商品となるマネー経済が進展して行った。日本のそれまで受けていた輸出の恩恵(ドル高円安)の修正でもあり、世紀末になると世界は実物経済からマネー経済へと変化していった。(実9対M1→M9対実1)

こうした背景のもと、多くの日本企業は相次いで海外へ生産拠点を移した。グローバリゼーションの進展により、日本企業の海外取引を含む業績は為替レートによって大きく変動する。海外との資本と損益の取引の増加は、企業の海外財産や海外との取引をどのような為替レートで換算するかで大きく変動することとなった。

	360 円時代	100 円時代
輸 出(収入力)	1 \$ の収入	1 \$ の収入
海外売上 (ドル売却)	↓	↓
	360 円入金	100 円入金
輸 入(購入力)	360 円支払	100 円支払
海外購入 (ドル購入)	↓	↓
	1 \$ の出金 (購入)	1 \$ の出金 (購入)

(2) 為替レートと企業経営

グローバリゼーションは、海外との多くの通貨単位での取引を意味し、そのボリュームは益々増加している。

その結果、海外の財産及び事業活動の結果は、外貨換算により大きく変動する可能性があり、グローバリゼーションの進展に伴い、ますます外貨建取引に関する会計の重要性は高まっている。

(3) 弱い円から強い円への変化

- ①1960 年代(1 ドル=360 円時代)に渡米したミネベアの石塚会長の感想…
当時の実感は 1 ドル=100 円。(しかし換算すると 1 ドルは…)**日本の競争力**は勤勉さでも、生産技術の優秀さでも、行き届いた顧客サービスでもない。実態と不当に乖離された有利な為替レートである。(100 円のものを 360 円で買ってもらえるというありがたい感覚)
- ②1971 年ニクソンショック、1973 年変動相場制 (1 ドル 360 円レートの終焉)
- ③1985 年プラザ合意(円が揺れると企業経営が揺らぐ) (250 円→200 円→160 円)
- ④経営のグローバル化の必要性
- ⑤1 ドル=100 円時代、まさに①の実勢時代となり本当の意味での国際競争。かけ値なしでの販売競争時代となる。
- ⑥グローバル化により、**円に換算の必要性の増大**

2. 外貨換算の目的 (Objectives of Foreign Currency Translation)

(1) 換算

外貨取引とは、原則として取引価額が企業の本国通貨と異なる外国通貨、例えばドル建取引やユーロ建取引などで表示されている取引である。

換算とは、すでに外貨で測定されている項目について、自国通貨へと変更、転換することである。

(2) 換算のポイント

外貨で決済されると、外貨建債権・債務が発生し、取引日から決済日までの為替レートの変動に伴うリスクを負うことになる。

①取引日 (Transaction date)

- 取引日の為替レートによって外貨から機能(本国)通貨に換算する。

②決算日 (End of year)

- 期末の外貨建債権・債務は、決算日の為替レートで換算しなおす。
- 換算差額はP/Lに外貨建取引損益(Foreign exchange transaction gain or loss)として計上する。

③決済日 (Settlement date)

- 決済日の為替レートによって換算する。
- 実際の支払額(受取額)と簿価との差額を外貨建取引損益としてP/Lに計上する。

(3) 換算の対象

①外貨建金銭 (債権) (債務)

売上日／仕入日(12月1日) 1ドル=130円

売掛金	130	/	売上高	130	仕入高	130	/	買掛金	130
-----	-----	---	-----	-----	-----	-----	---	-----	-----

決算日(3月31日) 1ドル=120円

為替差損	10	/	売掛金	10	買掛金	10	/	為替差益	10
------	----	---	-----	----	-----	----	---	------	----

決済日(5月1日) 1ドル=125円

現預金	125	/	売掛金	120	買掛金	120	/	現預金	125
		/	為替差益	5	為替差損	5	/		

②外貨建有価証券

(4) 換算による変化と実物

- ①距離の測定 メートルとヤードなら測定しても、読み替えても、実際の距離は不変である。
- ②通貨の換算 しかし、通貨の場合は単なる換算ではない。評価（価値）の違いが生じる。即ち、単価が動く。

(5) 報告通貨 (Reporting currency)

外貨の自国通貨(いわゆる本国通貨)への換算

(6) 機能通貨 (Functional currency)

企業が営業活動を行う主たる経済環境下(アメリカでならUSドル)での通貨を指す。

即ち売上、仕入や資金調達を決定した通貨で記帳する。

3. 在外支店の財務諸表項目の換算

在外支店における外貨建取引については、原則として本店と同様に処理する。

- (1) 海外に支店、子会社などの現地通貨をベースにした財務諸表を本店ベースで作成する必要がある。
- (2) 海外との輸出入や金融取引について外貨建債権・債務の処理を行うため外貨換算が必要となる。

(1) 本国主義と現地主義

- (1) 本国主義－在外支店、子会社営業、財務活動が、本社、親会社に依存しており、現地で独立した活動を行っているとは認められない場合、報告通貨が機能通貨となる。
- (2) 現地主義－上記と異なり、現地で独立した活動を行っていると認められる場合、現地通貨が在外支店、子会社の機能通貨となる。

(2) 在外支店の B/S 項目換算

非貨幣性項目の額に重要性がない場合には、すべての B/S 項目(除く、本社勘定)、P/L 項目について決算時の為替相場によることができる。

(3) 在外支店の P/L 項目の換算

期中平均相場によることもできる。

(4) 為替差損益

本店と異なる方法によって生じた換算差額は、当期の換算差損益として処理する。

4. 在外子会社等の財務諸表項目の換算

(1) 現地主義と決算日レート法

(2) 在外子会社の財務諸表項目の換算

資産及び負債については、決算時の為替相場による。

親会社の株式取得時における資本項目は、株式取得時の為替相場による。

取得後に生じた資本項目は、発生時の為替相場による。

収益費用については、原則として期中平均相場による。但し、決算時の為替相場によることを妨げない。

なお、親会社との取引による収益及び費用の換算については、親会社の採用する為替相場とし、生じる差額は当期の為替差損益として処理する。

(3) 為替差損益

換算によって生じた換算差額については、為替換算調整勘定としてB/Sの資本の部に記載する。

5. 二取引基準と一取引基準

(1) 具体的な比較

(2) 期間利益と表示の違い

6. 為替予約の会計

(1) 振当処理と独立処理

7. アメリカの戦後政策

円安(日本)と円高(沖縄)

再考 沖縄経済(牧野浩隆著 1996年12月沖縄タイムス社発行)から引用
 かくして、日本に再軍備費を負担させない(再軍備させない)との見地から、米軍の沖縄統治と基地建設が同時に決定され、日本に対しては経済復興に専念させるとの政策が決定された。同政策は一九四八年一〇月「米国の対日占領政策に関する国家安全保障会議の諸勧告」として承認されるが、そこには“沖縄の保有(日本の非軍事化)”と“日本の経済復興”が表裏一体のものとして明記されており、その目的に沿って日本と沖縄とではそれぞれ異なった“戦後復興の初期条件”が設定されたことになる。

ドル高、円安(日本)の設定

— 日本経済の振興 —

これらの政策はいわゆる“ドッジ・ライン”と呼ばれているが、最大の特質は、輸出産業育成の視点から四九年四月に「一ドル=三六〇円」という“円安”的な単一為替相場を設定したことである。同レートは「全輸出の八〇%が採算可能」となるように設定されたものであり、これに対し日本政府は輸出貿易の振興は期して待つべきものがあるとの声明を発している。その後日本の輸出は二〇年余にわたり高成長を記録し続けることになる。ちなみに、五〇年の輸出額は八億ドルにすぎないが、五五年二十億ドル、六〇年四〇億ドル、七〇年には一九三億ドルと驚異的な拡大を記録した。こうした事実が示すように、戦後復興の初期条件たる「一ドル=三六〇円」は輸出促進にとってきわめて有利な“円安”レートであり、日本経済が高度成長へ乗り出す起動力になったのである。

ドル安、円高(沖縄)の設定

— 米国による沖縄の保有 —

こうして米国は、沖縄においては「米軍の基地建設(日本の非軍事化)」と「沖縄経済の復興」を同時に進めることになるが、両者を成功させるために展開された一連の施策が沖縄経済の戦後復興の方向を規制する“初期条件”となったのである。

もとより、米国にとって第一の目的は米軍基地の建設であり、当然のことながら、基地建設を可能にするよう経済的諸条件を整備することに重点がおかれた。つづいて、第二の目的である沖縄経済の復興については、基地建設に莫大な資金が投下されることに着目し、基地建設のもたらす波及効果を最大限に活用することによって経済復興をはかるという施策が展開されることになった。これは基地建設と経済復興が“両立”するという政策となり、沖縄経済にとって文字通り宿命的な戦後復興の方式であった。労働者、建設業者、商業者、商業およびサービス業など諸々の生産要素を基地建設に動員してドル外貨を稼がせ、このドルで大量の物資を輸入し、もって経済復興の手段とする施策が推進されたからである。

こうした構図は沖縄経済をして、貨幣所得を基地に求める“基地依存”へ

誘導とともに、物資供給を輸入に求める“輸入依存”の経済へ向かわしめた。沖縄経済は、戦後復興の初期条件として“基地依存型輸入経済”という不可抗力の枠組みをはめられてスタートしたのである。

ところで、米軍当局が基地建設に不可欠な条件として重視したことは、

①労働力の確保 ②インフレの防止

という二大要件をいかに達成するかという点にあった。

労働力の確保とは、基地建設にともない新たに一万五〇〇〇人を動員する必要があったことである。そのため米軍は、基地従業員の賃金を一挙に“三倍”に引き上げた。賃金引上げは予期以上の効果を発揮し、軍労働へ応募者が殺到するなど、基地建設工事のピーク時、一九五二年の基地従業員は実に六万三〇〇〇人を記録した。高賃金は従業員にとって“は花形職業”であるだけでなく、彼らの稼ぐドル賃金が沖縄の主たる対外受取源となり、基地建設はまさに“花形産業”であった。さらに、建設工事の終了後は、基地の運営維持にも可能な限り沖縄従業員を動員してドル獲得を永続化する政策がとられた。

一方、**インフレの防止**とは、建設業者がコスト見積り等について懸念することなく基地建設工事を請け負えるような、賃金や物価を安定させねばならないということである。

その結果、インフレ防止の視点は、基地建設に投下される“莫大な資金”に対応して、“大量の物資”をいかに“安価で供給”するかという命題に帰着した。**物資供給**に関しては、本来ならば“域内生産力の創出”に配慮することが正統な政策である。しかし、基地建設の時間的緊急性から“輸入”を重視するところとなり、したがって、**輸入価格をいかに“安価に抑制”**するかが全てに優先されることになった。

その結果、同問題はB円に対する為替レートをどの水準に設定するかに転じ、一九五〇年四月「一ドル=一二〇B円」という極端なまでに“B円高”的レートが決定された。わずか数カ月前まで日本円とB円は一対一の等価であった事実を想起した場合、両者間に三対一の交換比率が設定されたことは、いかに“B円高”的レート決定であったかが明らかであろう。

日本円に対する「一ドル＝三六〇円」の設定は、「輸出の八〇%が採算可能」となるよう“輸出振興”的視点からなされたことは前節で検討したところである。

しかし、B円の為替レート設定は、日本の場合とは完全に逆の“輸入促進”かつ“輸入価格の抑制”が最優先された。

当時、地元の製造業を復興しつつ輸出産業に育成するための為替レートは、黒砂糖が五〇〇円、カツオ節二五〇円、海人草三〇〇円など、“B円安”にしなければならないとみられていた。しかしながら、米軍当局は、基地建設・インフレ防止の見地から、輸入価格抑制のためには「輸出産業の育成を考慮する必要なし」とさえ言い切っていた。

他方、沖縄経済の戦後復興に関し米軍当局が重視した要件は、

①大量の物資供給 ②ドル外貨の獲得

の二点であった。

しかし、物資供給については、既に基地建設との関連で“輸入”に依存することが決定されていた。

ドル外貨の獲得とは、輸入代金の決済に必要な外貨をいかに調達するかということである。経済復興には大量の物資輸入を必要とするが、一方の輸出は若干の黒糖以外にみるべきものではなく、貿易収支は慢性的に大幅赤字とみられたからである。

その結果、沖縄経済がなしうる唯一の方法は、労働力を輸出する以外にないとされたが、この要件は先にみた基地建設の要件＝労働力の確保という条件に吸収されることになった。先に、基地建設工事の終了後も可能な限り沖縄従業員を基地の運営維持に活用する方針であることを記したが、そこにはこのような理由があったのである。

ともあれ、こうした枠組みがはめられた時、多数の労働者、建設業者、商業およびサービス業等が基地需要をねらって殺到し、大量のドル所得を獲得した。しかし一方の供給サイドは、“域内生産力”の創出をふり向くことなく、“輸入販売業”へ資本を集中することに特化した。「一ドル＝一二〇B円」の超B円高により輸入品が“超安値”で入ってくる制度下では、“製造業”に資本を投下するほど危険なことはなかったからである。

外貨建取引処理基準

(これは学生が会計基準を学ぶためにまとめたものです、更に補充して勉強して下さい。)

重要定義のチェック

(1) 設 定(昭和 54 年 6 月 26 日 最終改正平成 11 年 10 月 22 日 企業会計審議会)

昭和 54 年から存在した処理基準は数次の改訂を行ったが、今回新たに金融商品会計基準(H11.1.22)の設定が行われるに際し、見直しが行われた。

(2) 改訂基準の考え方

為替相場の変動を財務諸表に反映させることを、より重視する観点から、決算時の為替相場により換算することを原則とする。

(3) 外貨建取引

売買価額その他取引価額が外国通貨で表示されている取引をいう。なお、国内の製造業者等が商社等を通じて輸出入取引を行う場合であっても、当該輸出入取引によって商社等に生ずる換算差損益を製造業者等が負担する等のため実質的に取引価額が外国通貨で表示されている取引と同等とみなされるものは、外貨建取引に該当する。

(4) 外貨建金銭債権債務

契約上の債権額又は債務額が外国通貨で表示されている金銭債権債務をいう。

(5) 振当処理

為替予約等により確定する決済時における円貨額により外貨建取引及び金銭債権債務等を換算し直物為替相場との差額を期間配分する方法をいう。

金融商品取引法

(これは学生が会計基準を学ぶためにまとめたものです、更に補充して勉強して下さい。)

重要定義のチェック

(1) 設 定(昭和 23 年 4 月 13 日 最終改正平成 20 年 6 月 13 日)

この法律は、国民経済の適切な運営及び投資者の保護に資するため、有価証券の発行および売買その他の取引を公正ならしめ、且つ、その通流を円滑にすることを目的とする。

併せて、資本市場の機能の十全な發揮による金融商品等の公正な価格形成等を図り、もって国民経済の健全な発展及び投資者の保護に資することを目的とする。

(2) 有価証券の定義

(3) 有価証券の募集

(4) 有価証券の売出

(5) 有価証券届出書

(6) 金融商品取引業

(公認会計士試験論文式財務諸表論 第5版 石井和人著から)
(同書を読んで検討して下さい)

問題1 (140)

外貨換算の方法に関する次の各間に答えなさい。

- 問1 流動・非流動法の意義を述べ、この方法の問題点を外貨換算の本質と関連させて指摘しなさい。
- 問2 外貨換算の方法の1つにテンポラル法(属性法)がある。(1)テンポラル法の基礎にある原則について述べ、(2)棚卸資産を例にして、貨幣・非貨幣法とテンポラル法の違いを説明しなさい。
- 問3 単一通貨会計においては、自国通貨が測定単位として採用されるため、外貨建取引の換算によって測定が完了することになるが、この測定の完了時点については異なる2つの考え方がある。(1)2つの考え方をあげ、(2)それぞれの考え方と為替差額(為替換算差額及び為替決済差額)の処理との関係について述べなさい。

1. 外貨換算とは、外貨による数値を自国通貨による数値に変更することであり、外貨による換算はすでに完了しており、その実測数値の意図や属性を変更してはならない。

流動、非流動法—流動項目には換算時の為替相場を適用し、非流動項目には取引発生時の為替相場を適用する方法。

2. (1)貨幣、非貨幣法—貨幣項目には決算時の為替相場を適用し、非貨幣項目には取引発生時の為替相場を適用する方法。例えば、棚卸資産の正味売却価額が取得原価より下落した場合にも取引発生時の為替相場が適用されることになる。

(2)テンポラル法(属性法)—テンポラル法では、取引日の測定は、貸借対照表日の外為相場で再換算するので、上記の棚卸資産の場合、取得原価よりも正味売却価額が下落した時には、正味売却価額で評価し、決算時の為替相場が適用される。貨幣額で測定される資産負債は、関連日の外為相場で換算する。

3. 2つの考え方とは、(1)外貨建取引の発生時点における換算によって、測定は完了しているという考え方と(2)外貨建取引の測定の完了は、その取引に係る代金決済が終わる時とする考え方

(1)によれば決算時、決済日に為替損益が計上される。

(2)によれば、決算時、決済時の修正では発生時の仕訳の修正とし、為替損益は発生しない。

問題2 (146)

一取引基準と二取引基準について、(1)それぞれの意義及び会計処理の特徴を述べ、さらに、(2)一取引基準を採用した場合に生じる実務上の問題点をあげなさい。

〈基本問題〉

1. 外貨建取引について、次の各項目の決算時の換算方法を説明しなさい。
 - (1) 外国通貨
 - (2) 外貨建金銭債権債務（外貨預金を含む）
 - (3) 外貨建有価証券
 - (4) デリバティブ取引等
2. 外貨建取引に係る換算差額の処理について説明しなさい。
3. 一取引基準と二取引基準について、それぞれの論拠をあげなさい。

1. (1)一取引基準—外貨建取引と代金決済取引を連続した一つの取引とみなして会計処理を行う。
(2)取引後の為替相場の変動は、仕入、売上等の取引に含まれ、為替換算損益や為替決済損益は計上されない。
2. (1)二取引基準—外貨建取引とその取引に係る代金決済取引とを別個の取引とみなして会計処理を行う。
(2)輸出入取引は営業取引であり、円決済取引は財務取引であるから、両者を区別すべきである。それは売上取引と貸倒発生を別個のものとして処理するようなものである。

問題3 (150)

在外子会社等の財務諸表項目の換算と為替差損益に関する次の各間に答えなさい。

- 問1 在外子会社等の収益及び費用については、決算時の為替相場により円換算すべきとする説と期中平均相場により円換算すべきであるとする説がある。両説の根拠を説明した上で、わが国の会計基準がどのような方法を採用しているか述べなさい。
- 問2 為替換算差損益は未実現損益であるとする立場がある。この立場の論拠を述べなさい。
- 問3 為替差益と為替差損について、両者を相殺した純額で損益計算書に表示することとされている理由を述べなさい。

〈基本問題〉

1. 在外支店の財務諸表項目の換算方法について説明しなさい。
2. 在外子会社等の財務諸表項目の換算方法について説明しなさい。

1. (1)決算時の為替相場により円換算すべきとする立場—
当期純利益は、決算時に確定されたものであるので、在外子会社等のB/Sの純資産項目に含まれる当期純利益は決算時の為替相場により換算すべきとする。
(2)期中平均相場により円換算すべきとする立場—
当期純利益は一期間にわたって生じたものであるのでB/Sの純資産項目に含まれる当期純利益は期中平均相場によるべきとする。
わが国の会計基準は(2)を原則とし、(1)による方法も妨げないとする。
2. 外貨換算という会計手続を非貨幣項目の再評価過程であるとみる。したがって外貨建資産、負債の換算差額は、未実現の保有利得あるいは保有損失と考える。
3. 一事業年度の為替相場の変動という発生原因の同一の取引であるため、

“60秒でサッと読みます”

アメリカの戦後政策



(仕事に役立つ新しい会計 11)

平成 24 年 3 月 21 日 (水)

再考 沖縄経済(牧野浩隆著 1996年12月沖縄タイムス社発行)から引用

かくして、日本に再軍備費を負担させない(再軍備させない、戦争の放棄)との見地から、米軍の沖縄統治と基地建設が同時に決定され、日本に対しては経済復興に専念させるとの政策が決定された。同政策は一九四八年一〇月「米国の大占領政策に関する国家安全保障会議の諸勧告」として承認されるが、そこには“沖縄の保有(日本の非軍事化)”と“日本の経済復興”が表裏一体のものとして明記されており、その目的に沿って日本と沖縄とではそれぞれ異なった“戦後復興の初期条件”が設定されたことになる。

これらの政策はいわゆる“ドッジ・ライン”と呼ばれているが、最大の特質は、輸出産業育成の視点から四九年四月に「一ドル=三六〇円」という“円安”的な单一為替相場を設定したことである。同レートは「全輸出の八〇%が採算可能」となるように設定されたものであり、これに対し日本政府は輸出貿易の振興は期して待つべきものがあるとの声明を発している。

その後日本の輸出は二〇年余にわたり高成長を記録し続けることになる。戦後復興の初期条件たる「一ドル=三六〇円」は輸出促進にとってきわめて有利な“円安”レートであり、日本経済が高度成長へ乗り出す起動力になったのである。

もとより、米国にとって第一の目的は米軍基地の建設であり、当然のことながら、基地建設を可能にするよう経済的諸条件を整備することに重点がおかれた。つづいて、第二の目的である沖縄経済の復興については、基地建設に莫大な資金が投下されることに着目し、基地建設のもたらす波及効果を最大限に活用することによって経済復興をはかるという施策が展開されることになった。これは基地建設と経済復興が“両立”するという政策となり、沖縄経済にとって文字通り宿命的な戦後復興の方式であった。こうした構図は沖縄経済をして、貨幣所得を基地に求める“基地依存”へ誘導するとともに、物資供給を輸入に求める“輸入依存”的な経済へ向かわしめた。

その結果、同問題はB円に対する為替レートをどの水準に設定するかに転じ、一九五〇年四月「一ドル=一二〇B円」という極端なまでに“B円高”的なレートが決定された。わずか数カ月前まで日本円とB円は一対一の等価であった事実を想起した場合、両者間に三対一の交換比率が設定されたことは、いかに“B円高”的なレート決定であったかが明らかであろう。

本書を読ませていただきて、日本と沖縄の運命が米国に握られ、日本や沖縄の現状の遠因を感じるとともに、米国の利己主義的な戦略の広範な確かさとともにそのあくどさに戦慄を覚えた。

II. グループ法人税制

平成 22 年度税制改正(H22.10.1)によって、グループ経営の実態を反映させることを目的として、創設された制度である。

1. 主要な規定

(1) 100% グループ内の法人間の資産の譲渡損益の繰延

- 譲渡損益を取引の時点では計上せず、
- ① その資産をグループ外へ移転した時
 - ② 更に他のグループ内法人へ移転した時に、当初移転を行った法人において計上する。

(譲渡調整資産、帳簿価額 1,000 万円以上のもの)

- ① 固定資産(減価償却資産、土地等)
- ② 棚卸資産である土地等
- ③ 有価証券(売買目的有価証券を除く)
- ④ 金銭債権
- ⑤ 繰延資産

(2) 100% グループ内の法人間の寄付

(3) 100% グループ内の法人からの受取配当

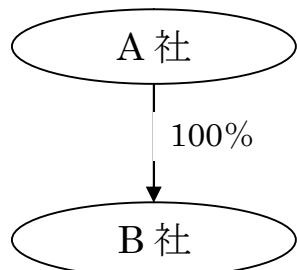
(4) 100% グループ内の法人からの現物配当

(5) 100% グループ内の法人の株式の発行法人への譲渡等

2. 100%のグループ内法人とは

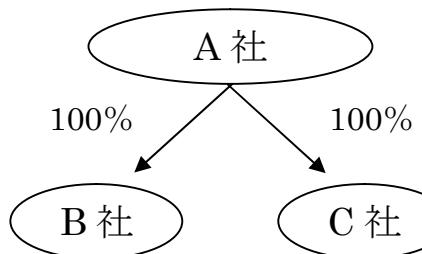
100%グループ内法人とは以下のような関係をいいます。

例 1



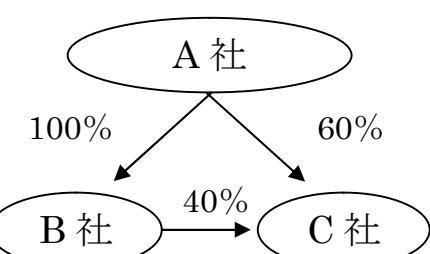
A社とB社は100%グループ内法人

例 2



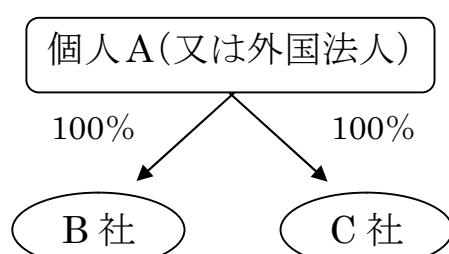
A社、B社及びC社は
100%グループ内法人

例 3



A社、B社及びC社は
100%グループ内法人

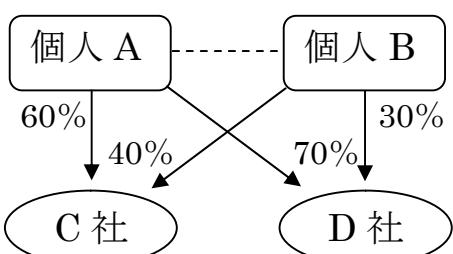
例 4



B社とC社は100%グループ内法人

例 5

同族関係者



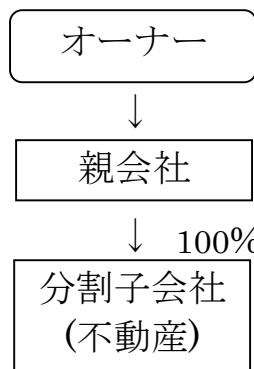
※1 この税制の適用対象となる取引は、内国法人間取引に限定されています。よって「個人～法人間」・「内国法人～外国法人間」での「取引は対象になりません。

※2 親族 → ①6 親等内血族・配偶者・3 親等内姻族
②個人株主と内縁関係にある者
③個人株主の使用者等

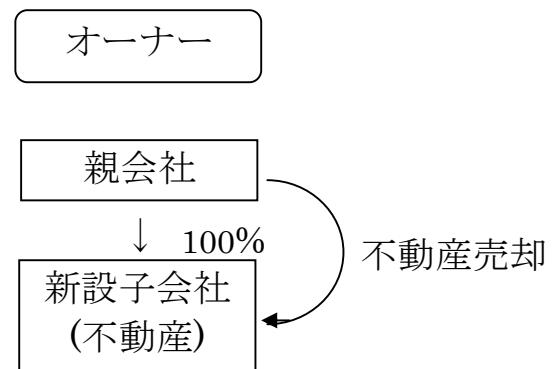
親会社の事業分割等（1）

H24.3.19

会社分割



グループ法人税制



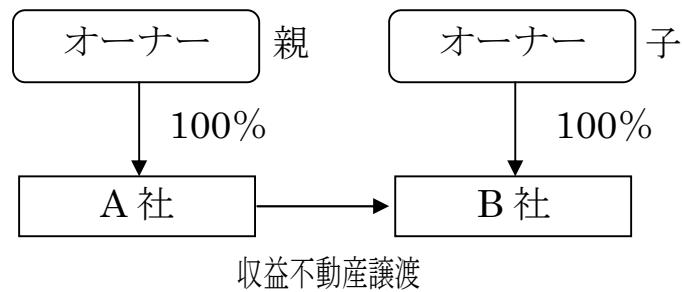
- ・不動産取得税
- ・株式買取請求権
- ・不動産売却課税子会社
- ・親会社評価
- ・株式保有会社

- | | |
|----|-----|
| — | 有 |
| → | — |
| 下 | 親会社 |
| 検討 | 下 |
| | — |

親会社の事業分割等（2）

H24.3.19

グループ法人税制の活用



	A 社	B 社
・不動産売却	課税	—
・A 会社評価 (類似)	下	—
・売却時期の調整	可	可